

認可・認証保育所等の臨時休園等に係る利用者負担額の軽減への対応

新型コロナウイルス感染症により、保育施設等が臨時休園等をした場合において、利用者負担額を軽減した保育施設等を支援する。

事業概要

【対象事業】

- ・ 国事業 特定教育・保育施設等（認可保育所、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、認定こども園）
- ・ 都事業 1 一時預かり事業 2 定期利用保育事業 3 認証保育所事業
4 家庭的保育事業（都制度） 5 緊急1歳児受入事業

【実施期間】

令和2年2月25日から同年3月31日まで

【対象児童】

新型コロナウイルス感染症により、保育施設等が区市町村の判断により臨時休園等している場合に、保育施設等が利用者負担額を減額した児童
※ 一時預かり事業については、月単位等で継続的に利用している児童で、臨時休園日等の利用があらかじめ決まっていたものに限る。

基準額等

【基準額】

その月の利用者負担額のうち、臨時休園等をした日数に応じて日割り計算した額
※ 都事業については上限規定等あり

【負担割合】

- ・ 特定教育・保育施設等 国：1/2 都・区市町村：1/4
- ・ 緊急1歳児受入事業 都：3/4 区市町村：1/4
- ・ その他事業 都：1/2 区市町村：1/2